

令和2年度第2回国民健康保険運営協議会 議事録（要点筆記）

日 時	令和3年1月25日（月） 午後6時30分～午後7時30分
会 場	宗像市役所 北館2階 202会議室
出席者	委員：吉田洋之、猪狩美世子、辻伸子、阿久根文子、三宅陽、岩野歩、 間世田勇作、井野博文、緒方文子
その他出席者 （事務局）	衣笠哲哉（保険医療担当部長）、秦康典（国保医療課長）、 梶原貴子（国民健康保険係長）、倉富健二(企画主査)
議事及び 報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 <ol style="list-style-type: none"> (1) 署名委員の氏名 2. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 諮問について <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度における宗像市国民健康保険事業の運営について <ol style="list-style-type: none"> ① 国民健康保険の税率について ② 第2期宗像市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） 中間見直しについて (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について 3. 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国の動向（制度改正「予定」）について 4. その他
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度第2回宗像市国民健康保険運営協議会次第 2. 令和2年度第2回宗像市国民健康保険運営協議会会議資料 3. 第2期宗像市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）中間評価（案） 4. 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免制度

議事録（要点）			
項目	発言者	内容	
1. 開会	事務局	委員 13人中、出席者9人。宗像市国民健康保険運営協議会規則第3条第5項により会議成立。 令和2年度第2回宗像市国民健康保険運営協議会を開会。	
	事務局	議事録署名委員に、A委員、B委員を指名。	
	各委員	（了承）	
2. 議事	(1) 諮問について ① 国民健康保険の税率について	事務局	議事（諮問内容および令和3年度の保険税率・税額の据え置き）について説明。
		会長	医療費が下がった理由は何か。
		事務局	コロナによる受診控えが影響したと思われる。
		会長	他に意見、質問等なければ、事務局の改定案にご承認いただけるか。
		全委員	（了承）
	② 第2期宗像市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間見直しについて	事務局	議事（データヘルス計画中間見直し）について説明。
		会長	見直しのメインは何か。
		事務局	必要なものは新たな数値目標を立て、すでに目標達成しているものはより厳しい数値目標を設定していること。また、コロナの状況を加味し取組内容を見直していること。
		会長	他に質疑等ないか。
		C委員	特定健診の費用を見直してほしい。複数項目を同時に受けやすくしてほしい。
		事務局	関係課と協議し財源等と相談しながら考えたい。
		会長	他に質疑等ないか。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について	D委員	特定健診受診率の目標と実績の差が大きい。目標を達成するためにどのような方策をとるのか。
	事務局	目標値は国・県と同値にしている。受診率の低い若い世代に対して受診勧奨をする等して取り組みたい。
	会長	他に意見、質問等なければ、事務局の案にご承認いただけるか。
	全委員	(了承)
	事務局	議事(新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免)について説明。
	会長	国の方針は決まっているのか。
	事務局	国の当初予算に計上されていない。全国の市町村から国に継続を求める要望書が提出されているが、現時点で国にその予定はない。
	会長	令和2年度の実績はどうか。
	事務局	1月中旬時点で、令和2年度分の減免決定件数が113件、減免額が2,380万4,900円。令和元年度分の減免決定件数が105件、減免額が398万2,300円。
	会長	他市町村の状況はどうか。
	事務局	県内では宗像市が初めて取り組む。
	会長	他に意見、質問等なければ、事務局の案にご承認いただけるか。
	全委員	(了承)
	会長	報告事項の前に、本日の協議で付帯意見もなく税率(額)及びデータヘルス計画中間見直しについて全委員から了承を得られたので、これより答申(案)を作成させて、報告事項の後に答申案まで協議させていただきたいがよろしいか。
全委員	(了承)	

3. 報告事項 (1) 国の動向(制度改定「予定」) について	事務局	報告事項①について説明。
	会長	結局は変わらないということか。
	事務局	年金、給与所得がある方については、基礎控除が上がった分だけ所得控除が下がるため、全体で変わらない改正になっている。
	会長	質疑、意見はないか。ないようであれば、答申案の協議に入る。
		(答申案の配付)
	会 長	この答申案で私から市長へ答申させていただいてよろしいか。
	全委員	(了承)
4. その他	事務局	今後のスケジュールは、今回了承いただいた答申を会長から市長へ答申していただき、3月議会にこの税率・税額の条例改正を上程する。 次回は来年度に開催予定。